認定看護師 News レター第６４報

救急看護認定看護師の谷口拓司です。2023 年も COVID-19 の第８波の影響とインフルエンザのダブル流行から幕を明けました。2022 年に改正救命救急士法が改正され、今後、救急救命士が院内で勤務する状況があるかもしれません。昨年、高知県にある近森病院に救急救命士の活動状況について病院見学に行ってきました。救急救命士法の改訂内容と救急救命士が院内でどのようなことが出来るのかご紹介致します。

救急救命士が業務とした院外活動内容から病院内の業務も業務拡大されました。医療機関における業務の場所は救急外来・救急初療室・病院救急車を原則となります(入院患者対象外)。医療機関における業務の対象と内容は重度傷病者あるいはその可能性がある傷病者で医師の指示・指導もとに救急救命処置が実施出来るようになりました。院内の救急救命士は以下の内容を救急外来で実施することが出来ます。

しかし下記の内容以外の医療処置や薬剤(心停止時のエピネフリン投与/低血糖時のブドウ糖投与/乳酸リンゲル液を用いたルート確保は可能ですが、酢酸リンゲル液は禁(ソルアセトF)の取り扱いは実施することが出来ませんので、院内プロトコールを設け救急救命士法の範囲内での院内活動となります。

医師の包括的な指示	医師の具体的指示（特定行為）
・精神科領域の処置 ・小児科領域の処置 ・産婦人科領域の処置 ・自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与 ・血糖測定器を用いた血糖測定 ・気管内チューブを通じた気管吸引 ・聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取 ・血圧計の使用による血圧の測定 ・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送 ・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去 ・経鼻エアウェイによる気道確保 ・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定 ・ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定 ・自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージの施行 ・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持 ・口腔内の吸引 ・経口エアウェイによる気道確保 ・バッグマスクによる人工呼吸 ・酸素吸入器による酸素投与 ・自動体外式除細動器による除細動（※） ・用手法による気道確保 ・胸骨圧迫 ・呼気吹き込み法による人工呼吸 ・圧迫止血 ・骨折の固定 ・ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 ・体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 ・必要な体位の維持、安静の維持、保温	・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（※） ・食道閉鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク及び気管内チューブ（※）による気道確保 ・エピネフリンを用いた薬剤の投与（※） ・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液 ・低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

※ 心肺機能停止状態の患者に対してのみ行うもの

救命救急士法改正：救急救命処置ができる場所の拡大

前：病院もしくは診療所に搬送されるまでの間

後：医療機関に入院するまで、または救急外来に滞在している間（入院患者の急変対応不可）

前：病院外の院外活動のみ

後：病院内のスタッフとして就勤可。院内研修(医療安全/感染症対策/チーム医療)を受けることが定められた

高知県　近森病院：救命救急センター（三次救急医療施設）

救急救命士を10年前から就勤しており、院内規定従って活動をされており、10名の救急救命士が救命センターに所属しており、日勤/夜勤業務をされていました。

救命センター内は他職種が多く配属されチーム救急医療を提供されていました。また、救命救急士の管理者も存在し、院内において幅広く活動をされていました。

救急救命士法の活動の場は救急外来や救急初療室であり患者が入院するまでと限定されています。しかし、入院患者の病院救急車の転院搬送付き添いや病棟患者のせん妄見守り等は院内のプロトコールに準じて対応可能となります。メディカルスタッフの新たな職種として今後、病院内で勤務される日がそう遠くない未来にやってくるのではないでしょうか。その際は、快く受け入れチーム救急医療の輪に加わってくれることを願っております。

作成：谷口　拓司　　承認：横山　藤美